

証券コード 5541
平成22年6月4日

株主各位

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
大平洋金属株式会社
代表取締役社長 村井浩介

第84回定期株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第84回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成22年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送賜りますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都新宿区市谷船河原町11番地 飯田橋レインボービル（7階）
(会場につきましては、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第84期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第84期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

以 上

お願い：当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類及び事業報告、計算書類並びに連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.pacific-metals.co.jp/>)に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

今般、経営基盤の強化と企業価値向上に向け、経営体制のより一層の充実を図るため、2名の増員をし、取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	東 洋 幸 (昭和19年4月6日生)	昭和43年4月 当社入社 平成7年12月 当社八戸製造所第二製造部長 平成10年1月 当社八戸製造所第三製造部長兼務 平成11年7月 当社製造本部工務部長 平成12年6月 当社製造本部長（現職） 平成12年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成21年6月 当社取締役常務執行役員（現職）	22,050株
2	高木正弘 (昭和17年8月17日生)	昭和40年4月 当社入社 昭和63年12月 当社経理部次長 平成3年12月 当社経理部副部長 平成6年7月 当社経理部長 平成12年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成21年6月 当社取締役専務執行役員（現職） (重要な兼職の状況) 株式会社パシフィックソーワ 監査役	17,050株
3	庭山 隆夫 (昭和22年1月25日生)	昭和46年4月 当社入社 平成5年12月 当社資材部次長 平成8年12月 当社八戸製造所事務部長 平成11年7月 当社総務部長（現職） 平成14年6月 当社取締役 平成21年6月 当社取締役常務執行役員（現職） (重要な兼職の状況) 株式会社大平洋エネルギーセンター 監査役	20,050株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	仙石立衛 (昭和23年12月5日生)	昭和47年4月 当社入社 平成8年12月 当社資材部次長 平成11年7月 当社鉱石部次長 平成13年4月 当社鉱石部長代理 平成14年6月 当社鉱石部長（現職） 平成18年6月 当社取締役 平成21年6月 当社上席執行役員（現職） (重要な兼職の状況) リオ・チュバ・ニッケル鉱山株式会社 取締役 タガニート鉱山株式会社 取締役	26,050株
5	佐々木朗 (昭和24年10月8日生)	昭和47年4月 当社入社 平成9年12月 当社八戸製造所第一製造部次長 平成11年7月 当社製造本部製造部次長 平成13年4月 当社製造本部工務部長 平成18年6月 当社取締役製造本部工務部長 平成20年4月 当社製造本部環境事業部長兼務（現職） 平成21年4月 当社取締役製造副本部長 平成21年4月 当社環境管理室長兼務 平成21年6月 当社上席執行役員製造副本部長兼製造部長（現職）	9,050株
6	藤山環 (昭和25年2月25日生)	昭和48年4月 当社入社 平成9年12月 当社八戸製造所品質管理部次長 平成13年4月 当社製造本部品質管理室長 平成18年6月 当社監査室長（現職） 平成21年6月 当社上席執行役員（現職）	6,000株
7	小出啓一 (昭和25年10月22日生)	昭和49年4月 当社入社 平成11年7月 当社鉱石部次長 平成15年12月 当社鉱石部長代理 平成20年12月 当社鉱石部専任部長（現職） 平成21年6月 当社執行役員（現職） (重要な兼職の状況) リオ・チュバ・ニッケル鉱山株式会社 取締役 タガニート鉱山株式会社 取締役	4,000株
8	賀集悦郎 (昭和25年1月1日生)	昭和63年6月 当社入社 平成10年9月 当社営業二部次長 平成15年12月 当社営業部長（現職） 平成21年6月 当社執行役員（現職）	8,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	小野直温 (昭和15年5月31日生)	昭和44年4月 弁護士登録、坂上法律事務所勤務 昭和55年4月 同法律事務所共同経営 昭和61年4月 小野法律事務所開設 平成19年6月 当社取締役（現職） (重要な兼職の状況) 小野法律事務所 弁護士	1,050株

- (注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について

候補者と当社との間で特別の利害関係はありません。

2. 候補者小野直温氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役候補者が過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由について

小野直温氏は、弁護士としての専門的見地及び幅広い見識により、コンプライアンスの強化及びコーポレート・ガバナンスの充実を推進するために、社外取締役としてその職務を適切に遂行することができると判断するものです。

- (2) 社外取締役候補者が過去5年間に当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号に規定）の業務執行者となったことがあることについて
該当事項はありません。

- (3) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について
該当事項はありません。

- (4) 社外取締役候補者が取締役に就任してからの年数について

小野直温氏の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。

- (5) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役候補者小野直温氏と、会社法第427条第1項及び定款第30条の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しており、同氏の再任を承認いただいた場合には、上記契約を同一の内容で継続する予定であります。

責任限定契約の内容の概要は添付書類の事業報告9頁に記載のとおりであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役依田健三氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、その後任として、監査役1名の選任をお願いするものであり、監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
高橋良規 (昭和22年2月12日生)	昭和44年4月 北海道東北開発公庫入庫 平成8年4月 同公庫秘書役 平成10年4月 同公庫東北支店長 平成12年6月 株式会社日本政策投資銀行監事 平成17年6月 日本原燃株式会社常務取締役（現職）	0株

(注) 1. 監査役候補者高橋良規氏は、平成22年6月30日開催予定の日本原燃株式会社の定時株主総会終結の時をもって同社の常務取締役を退任する予定であります。

2. 候補者と当社との特別の利害関係について

候補者と当社との間で特別の利害関係はありません。

3. 高橋良規氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者に関する特記事項は下記のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役候補者が過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由について

高橋良規氏は、幅広い見識とこれまでの他社における豊富な知識・経験から、その職務を適切に遂行することができると判断するものです。

(2) 社外監査役候補者が過去5年間に当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号に規定）の業務執行者となったことがあることについて

該当事項はありません。

(3) 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

該当事項はありません。

(4) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

高橋良規氏は、新任の社外監査役の候補者であります。

(5) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役候補者高橋良規氏と、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項及び定款第39条の規定により、同氏が本定時株主総会で選任された場合には会社法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。

責任限定契約の内容の概要是添付書類の事業報告9頁に記載のとおりであります。

第3号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

当社は、平成19年6月28日付第81回定時株主総会決議において当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）について株主の皆様のご承認をいただきましたが、その有効期間は本定時株主総会の終結の時までとされております。

そこで、当社は、平成22年5月19日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定される下記1.(1)に記載のものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本定時株主総会における株主様のご承認を条件に、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の内容を一部改定の上で更新すること（以下「本更新」といい、本更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）を決定いたしました。

本議案は、当社定款第13条の定めに基づき、下記2.「本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

記

1. 提案の理由（本プラン導入の必要性）

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

もとより当社は、株式の大量買付であっても、これらの当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、当社の企業価値の源泉は、①フェロニッケル専業メーカーとしての独自の製錬技術、及びそれを支える個々の従業員の技術・ノウハウ等、②生産設備や個々の従業員の能力等に基づく高い生産性、③フェロニッケルの販売先及び原料調達先等との信頼関係等にあると考えております。当社株式の大量買付を行う者がこれらの当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

そして、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を探ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 本更新の目的

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。加えて、当社の発行する株式は、今後その流動性を増す可能性も否定できないことから、当社は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして本更新を行うことといたしました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランの概要は、以下のとおりです（その詳細については、下記（2）「本プランの発動に係る手続き」以下をご参照下さい。）。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会または当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等から構成される特別委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①もしくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（注1）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会または当社株主総会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたもの）及び当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が定める書式により、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会（特別委員会は、当社取締役会の決議に基づいて設置されます。特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については（注16）、本更新当初の本プランの特別委員会の委員の略歴等については、別紙「特別委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。特別委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることができます。この場合、買付者等において

は、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者及び買付者を被支配法人等（注10）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、買付等と同種の過去の取引及び当社の株券等の過去の取得の詳細等を含みます。）（注11）
- ② 買付等の目的、方法及び具体的な内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格及びその算定根拠
- ④ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、資金調達の前提条件その他の条件、担保設定契約その他資金調達に関する契約及び取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 当社の株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
- ⑦ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から買付説明書及び特別委員会が追加的に提出を求める情報を（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として30日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 特別委員会による検討等

特別委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領してから原則として最長60日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下、かかる特別委員会による情報収集及び検討に要する期間を「特別委員会検討期間」といいます。）。また、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。

特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるるものとします。買付者等は、特別委員会が、直接または間接に、検討資

料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 特別委員会の勧告

特別委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等からの情報提供を受け、または買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下、かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。なお、特別委員会は、買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関する株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すものとします。

上記にもかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うものとします。

③ 特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日間を上

限とするものとします。)で、特別委員会検討期間を延長することができるものとします。特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努力するものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、本新株予約権の無償割当てを実施するに際して下記の(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)上記(e)①に従い、特別委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善良注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、特別委員会検討期間が開始した事実、並びに特別委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）または特別委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他特別委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず特別委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買い占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、または買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との信頼関係や当社独自の製鍊技術等を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1 ヶ月間から 6 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者（注12）、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者（注13）、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V) 上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(VI) 上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者（注14）（以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注15）が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
 - (k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
 - (l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本定時株主総会の決議における、本プランにかかる新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会の終結の時以降、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成22年5月19日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(7) その他

本プランの内容のうち、本議案に定めのない事項または本議案に抵触しない事項については、当社取締役会において定めることができるるものとします。

- (注1) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注10) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注11) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- (注12) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注13) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注14) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注15) 具体的には(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回または事後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合または(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができるなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会

が定めるものとします。

(注16) 特別委員会規則の概要は以下のとおりです。

- * 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務・当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- * 特別委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合(但し、再任された場合を除く。)には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- * 特別委員会は本新株予約権無償割当ての実施または不実施、本新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が特別委員会に諮問した事項その他所定の事項について決定を行う。
- * 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

特別委員会委員略歴

本プラン導入当初の特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

氏 名 松 本 伸 也

略 歴 昭和59年 司法試験合格

昭和62年 司法修習終了（39期）

昭和62年 弁護士登録

平成17年4月 最高裁判所司法研修所 民事弁護教官

同氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

氏 名 小 野 直 温

略 歴 昭和44年4月 弁護士登録、坂上法律事務所勤務

昭和55年4月 同法律事務所共同経営

昭和61年4月 小野法律事務所開設（現在に至る）

平成19年6月 当社社外取締役（現在に至る）

同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。

同氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

氏 名 渡 邊 瞳 身

略 歴 昭和42年4月 株式会社日本興業銀行入行

昭和63年10月 同行仙台支店副支店長

平成6年6月 同行広島支店支店長

平成11年6月 トーア株式会社取締役

平成13年6月 株式会社興銀データサービス代表取締役社長

平成15年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ

平成20年6月 当社社外監査役（現在に至る）

同氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

同氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

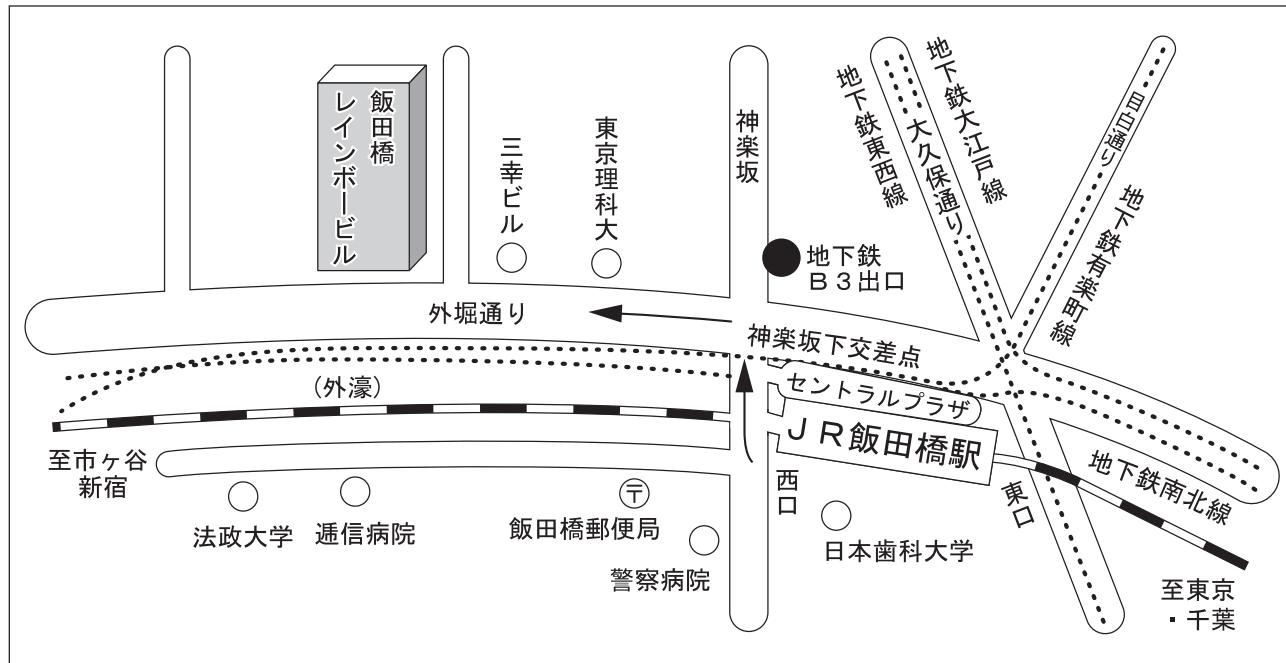
以 上

メモ

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区市谷船河原町11番地

飯田橋レインボービル（7階）



より駅：JR飯田橋駅西口または、

地下鉄有楽町線・南北線・東西線・都営大江戸線飯田橋駅 B3出口より
徒歩5分